

♡新婚さんの新生活をサポートします♡

～掛川市結婚新生活支援事業費補助金～

掛川市では、結婚新生活のための住居費や引越し費用の一部の補助を行っています。

♡対象世帯

- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日の間に婚姻届を受理された夫婦
- ② 申請時において、対象となる住居が掛川市内にあり、夫婦の住所が当該住宅にある世帯
- ③ 申請時において、申請に係る住宅の名義（賃貸の場合にあっては契約名義人）が夫又は妻又は夫婦共同名義である世帯
- ④ 婚姻日における夫婦の年齢がともに39歳以下
- ⑤ 補助金の交付を受けた日から1年以上申請に係る住居に定住する意思がある世帯
- ⑥ 令和5年中の世帯所得が500万円未満の世帯
※婚姻に伴い所得に大きく変動のある世帯はご相談ください。
- ⑦ 他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
- ⑧ 過去に結婚新生活支援事業費補助金同様の交付を受けたことがない世帯
- ⑨ 申請時点において、夫婦のいずれも掛川市税の滞納がない世帯

♡補助対象期間

対象期間 新婚世帯が婚姻を機に同居を開始した日（※1）から令和7年3月31日の期間

受付期間 令和6年6月14日～令和7年3月14日（※2）

（※1）同居を開始した日が令和6年3月31日以前の場合にあっては、令和6年4月1日を開始した日とします。

（※2）予算に達した時点で受付を終了します。

♡補助対象経費

- ① 住宅の取得費用
- ② 住宅のリフォーム費用
- ③ 住宅の賃借費用
【賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料】
- ④ 引越し費用
【引越し・運送業者に支払ったものに限る】



♡補助金額

婚姻日の年齢により補助額の上限が設けられています。

年齢区分	補助金額の上限
夫婦ともに29歳以下	60万円
夫婦の年齢が39歳以下	30万円

○お問い合わせ先 掛川市役所1階 こども希望部 こども政策課

☎ : 0537-21-1211 FAX : 0537-21-1163

✉ kodomoseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp

結婚新生活支援事業補助金申請手続きの流れ

① 必要書類の提出(提出の際は必ず書類チェック表で確認してください)

No.	書類名称
1	結婚新生活支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)
2	婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
3	所得・課税証明書(夫婦2人分)【令和6年度(令和5年分)】
4	貸与型奨学金の返済額がわかる書類(該当する方のみ)
5	売買契約書若しくは工事請負契約書又は請書の写し(住宅取得又はリフォームの場合)
6	賃貸借契約書の写し(住宅賃借の場合)
7	住居費の領収書等、支払額の確認できる書類の写し
8	住宅手当支給証明書(住宅賃借の場合。給与取得者の場合に限る)(様式第3号)
9	引越し費用の領収書等、支払額の確認できる書類の写し
10	住民票の写し(世帯全員分の記載があり、続柄・本籍の記載があるもの)
11	掛川市税の完納証明書
12	アンケート

② 補助金交付決定兼確定通知書の受取

審査の結果、補助金の交付が確定しましたら、『補助金交付決定兼確定通知書』を申請者あてに送付します。

③ 請求書の提出

補助金交付決定兼確定通知書が届いたら『請求書(様式第4号)』に記入のうえ、提出してください。

④ 補助金の振り込み

請求書の内容を確認し、申請者の口座に振り込みます。

書類の提出先(郵送不可)

掛川市長谷一丁目1番地の1
掛川市役所本庁舎1階 こども政策課(平日 8時30分~17時15分)

●申請書や請求書の様式は、掛川市のHPからダウンロードできます。

